(2-2)

ダァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 25日 月曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel: 06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

中小企業投資促進税制におけるデジタル複合機

○ : 平成18年度の税制改正で新たに中小企 業投資促進税制の対象になったデジタル複合 機の要件はどのようになっていますか?

A:3つの機能のすべてを有しており、か つ、インターネットに接続されていることが 要件になっています。

【解説】

平成18年度の税制改正では、中小企業投資 促進税制の適用対象となる特定機械装置等に デジタル複合機が追加されました。

デジタル複合機とは、一般に①コピー機能、 ②FAX機能、③プリンター機能、④スキャ ナー機能などがついた事務機器をいいますが、 この適用の対象となるデジタル複合機は、次 の3つの機能のすべてを有しているもので、 かつ、インターネットに接続されているもの とされています。

- イ. 紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に 変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び 画像記憶を行う機能
- 口. 外部から入力されたデジタル信号を画像 情報に変換する機能
- ハ. 記憶した画像情報を保存し、送信し、及び 紙面に出力する機能

インターネットに接続されているものとは、 外部とのデータの送受信がネット上でできる 状態にあるものをいい、単にコピー機又はプ リンター装置として使用されているようなも のや、社内LANのように、一定の建物の範囲内 でデータの送受信ができるようなものは適用 対象にならないこととされています。







